※参考

【業務に従事する施設の区分】

	事業所の区分	具体例
1	寄宿舎	学生又は労働者を寄宿させる施設（社員寮・学生寮等）
2	学校	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校等、学校給食センター
3	病院	医療法第１条の５第１項に規定する病院(20 人以上の患者を入院させる施設)
4	事業所	会社・工場・事業場・官公署等の食堂等
5	社会福祉施設	保護施設、児童福祉施設（保育所、乳児院等)、老人福祉施設（特別養護老人ホーム等)、身体障害者福祉センター、婦人保護施設等
6	介護老人保健施設	介護保険法第８条第 28 項に規定する介護老人保健施設
7	矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所
8	飲食店営業	飲食店、仕出し屋、弁当屋、ホテル、旅館、民宿等 （食品を調理し,又は設備を設けて客に飲食させる営業施設）
9	魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業施設
10	そうざい製造業	通常副食物として供される煮物、焼き物、揚げ物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業施設
11	複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて食肉処理業又は菓子製造業、水産製品製造業又は麺類製造業に係る食品を製造する営業施設
12	その他	多数の人に対して飲食物を調理して供与する施設で、１～11 のどれにも該当しないもの（自衛隊、有料老人ホーム、一般給食センター、診療所等)

【よくある質問】

Q1:施設内に調理施設がなく調理を外部委託しているが、従事者届を提出するのは誰か。
A1:委託先事業所の調理師です。(委託元の貴社がとりまとめるなどは不要です)

Q2:「栄養士」と「調理員」しかいないが、従事者届は必要か。
A2:届出の対象は「調理**師**」であるため、提出不要です。
　なお「調理**師**」であれば、雇用形態（正社員、パート等）に関係なく、提出が必要です。

Q3:対象者がいるが、免許取得時から氏名や本籍地が変わったなど、所持している調理師免許と現在の情報が違っているが、どうしたらいいか。
A3:氏名等の変更があれば、速やかに免許の書き換えをする必要があります。健康政策部保健政策課（088-823-9675）にお問い合わせください。

Q4:認定こども園の取り扱いについて。
A4:幼稚園型認定こども園の区分は「学校」、
　その他の型の認定こども園は「社会福祉施設」となりますので、ご注意ください。